

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。申立期間の保険料については、妻が自分の保険料と一緒に、集金に来た町内の役員を通じて納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻は、当該期間の保険料を全て納付しており、申立期間以降についても申請免除期間を除く被保険者期間の保険料を全て納付していることから、納付意識が高いと推認できる。

また、オンライン記録により、申立期間直後の昭和 59 年 4 月以降は、申立人とその妻との国民年金保険料の納付記録が一致していることから、申立期間についても保険料と一緒に納付していたとする申立人の主張は自然である。

さらに、A 市区町村に確認したところ、当時、申立人が居住していたのは農村地域であり、一般には納税組合で国民年金の収納業務を行っていたものと考えられるとの回答を得ている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。私は、昭和48年2月に勤めていた会社を退職した後、国民年金に加入し、保険料を納付していた。同年2月及び同年3月の保険料が納付されていて、その後の3か月が未納であることは、自分のきちょうめんな性格から考えてありえないことである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立期間直前の国民年金保険料を現年度納付していることから、納付可能であった申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人が所持する国民年金手帳に、「昭和48年3月1日発行」と記載されている上、A市区町村から住所移動した記録は無いことから、申立期間に係る納付書は申立人に届いていたものと推測できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年6月から同年8月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から同年8月まで

年金事務所に国民年金納付記録を照会したところ、昭和61年6月から同年8月までの国民年金保険料の納付記録が確認できなかった。私が20歳になった時点で、自分か私の母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号より前に払い出された同記号番号の加入者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和61年7月1日であること、及び社会保険事務所（当時）からA市区町村への国民年金手帳記号番号払出（前渡し）状況から、申立人は、同年7月頃に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立期間の納付書が発行されたものと推認できることから、申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城厚生年金 事案 1879

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和37年3月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月28日から同年4月25日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和37年3月28日から38年2月27日までの期間のうち、37年3月28日から同年4月25日までの期間について、被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

昭和37年3月28日からA社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者の証言から判断すると、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持するA社での厚生年金保険被保険者証に記載された資格取得日が、昭和37年4月25日から同年3月28日に訂正され、その箇所に管轄社会保険出張所(当時)の公印が押されていることが確認できるにもかかわらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿においては、申立人の資格取得日の訂正が行われていない。

さらに、年金事務所は、「厚生年金保険被保険者記号番号払出簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者証のいずれも資格取得日は昭和37年4月25日で一致していることから、当初の資格取得日は同日であったと思われる。しかし、厚生年金保険被保険者証において、資格取得日が二線抹消のうえ公印が押され、同年3月28日に訂正されていることから、何らかの理由により資格取得日の訂正があったことは事実として確認できる。厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険

被保険者名簿についても訂正されるべきであったが、訂正されなかった理由は不明である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人が主張する昭和 37 年 3 月 28 日に被保険者資格を申立人が取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る昭和 37 年 4 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、7,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については38万円、16年12月22日については42万5,000円、18年6月23日については44万円、20年12月19日については48万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年12月22日
③ 平成18年6月23日
④ 平成20年12月19日

ねんきん定期便が送付され、年金記録を確認したところ、それぞれの申立期間に支給された賞与の年金記録が漏れていることが判明した。それぞれの申立期間において、賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、それぞれの賞与の記録を年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていたことが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については38万円、16年12月22日については42万5,000円、18年6月23日については44万円、20年12月19日については48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における標準賞与額に係る記録を、平成15年12月22日については18万1,000円、16年12月22日については29万円、18年6月23日については30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月22日
② 平成16年12月22日
③ 平成18年6月23日

ねんきん定期便が送付され、年金記録を確認したところ、それぞれの申立期間に支給された賞与の年金記録が漏れていることが判明した。それぞれの申立期間において、賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるので、それぞれの賞与の記録を年金記録に追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、各申立期間において、賞与の支給を受けていたことが確認できるとともに、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月22日については18万1,000円、16年12月22日については29万円、18年6月23日については30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、全ての申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めていることから、社会保険事務所（当時）は、全ての申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日については昭和23年11月23日、資格喪失日については24年6月11日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年11月から24年4月までは6,000円、同年5月は8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和23年11月23日から24年6月11日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社でB職をしていた昭和23年11月23日から24年6月11日までの記録が無い旨の回答を受けた。勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録が確認でき、当該記録においては、資格取得日は昭和23年11月23日と記録されているが、資格喪失日の記録が確認できない。

しかしながら、A社から提出された、同社が保管する「厚生年金被保険者台帳」により、申立人が同社において昭和23年11月23日に被保険者資格を取得し、24年6月11日に資格を喪失したことが確認できることなどから判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同日であることが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の、申立人の資格取得時の記録から、昭和23年11月から24年4月までは6,000円(20等級)とし、同名簿によると、申立人と同日に申立人と同じ標準報酬月額で被保険者資格を取得した者のほとんどが同年5月1日の標準報酬月額等級表の改訂時に10等級(8,000円)とな

っていることが確認できることから、申立人の同年5月の標準報酬月額については8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 1 日から 42 年 12 月 19 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 35 年 3 月 1 日から 42 年 12 月 19 日までの期間について、43 年 2 月 13 日に脱退手当金が支給済みになっていることが判明した。
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いため、申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された厚生年金保険被保険者証及びA社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されているとともに、脱退手当金の実支給額が法定支給額と一致し、計算上の誤りが無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に脱退手当金の支給決定が行われていることなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が名前を挙げた申立期間当時の上司に照会したところ、当時、A社においては、女性従業員が退職する際、脱退手当金の同社による代理請求が行われていたこと、及び脱退手当金と退職金との合算支給が行われていた旨の証言が得られた。

このほか、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1884 (事案 1618 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 1 月 9 日まで
A社に勤務していた昭和32年4月1日から33年1月9日までの期間について、厚生年金保険の被保険者として認められなかった。
しかし、当該期間中、A社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認められないことに納得いかない。
今回、新たな事情等はないが、前回の申立てに係る調査及び審議は不十分であると考えられるので、改めて、昭和32年4月1日から33年1月9日までの期間を申立期間として申立てするので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時、A社においては、同社本部以外の事業所及び出張所に勤務する従業員について必ずしも全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえるなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成23年8月10日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、前回の申立てに係る当委員会の調査及び審議が不十分であると主張しているが、今回、申立人からは、新たな資料等の提出は無く、委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 1885 (事案 956 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月25日から33年10月28日まで

A社に勤務していた昭和31年9月25日から33年10月28日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることについて、受給した記憶は無いとする私の申立てが認められなかった。

しかし、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無く、申立事業所であるA社は現在のB社ではなく、調査結果が事実と異なっていること、及び、申立期間以降に厚生年金保険の被保険者期間が2か月間判明したこと等から、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、一連の事務処理に不自然さがうかがえないこと、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年8月11日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料として商業登記簿の写しを添付し、申立事業所であるA社は現在のB社ではなく、会社名が事実と異なっていると申し立てているが、オンライン記録では、申立事業所であるA社は、名称変更が数回行われており、現在はB社になっていることが確認できる。

また、昭和33年10月23日から同年12月21日までの期間の2か月分の厚生年金保険の被保険者記録が当委員会からの通知後に判明しているが、当該被保険者記録に係る厚生年金保険記号番号は、申立期間に係る同記号番号とは別のものである上、当該被保険者記録においては、申立人が申立期間とは異なる姓で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、当該被保

険者期間が申立人に係る脱退手当金の支給期間として含まれなかったことのみをもって不自然とは言い難い。

これらは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 1 日から 9 年 2 月 1 日まで
年金事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた平成 8 年 8 月 1 日から 9 年 2 月 1 日までの期間について、標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。この処理に納得できないので、申立期間の標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初 41 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 9 年 2 月 1 日より後の同年 3 月 5 日付けで、申立人の被保険者資格取得日である 8 年 8 月 1 日に遡及して訂正され、9 万 2000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖事項全部証明書により、申立期間当時、申立人は同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は標準報酬月額を事後的に引き下げる届出を行っていないと主張している一方、申立期間当時、申立人は社会保険事務も担当しており、同社を社会保険から脱退させる手続を行ったとも主張している。

さらに、A社において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 7 人のうち 3 人から、申立人は同社の代表取締役であった旨の証言が得られるとともに、うち 1 人から、申立人が社会保険事務も担当していた旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 15 日から 36 年 9 月 10 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社B工場に勤務していた申立期間について被保険者記録が無いことが判明した。
私は、昭和 34 年 5 月から、A社B工場C課において、納品書の整理事務を担当し勤務していたことから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 34 年 5 月又は 35 年 5 月に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、連絡先が判明した者 20 人に照会したところ、16 人から回答が得られたものの、いずれも、申立人の名前に記憶が無い旨の回答であり、申立人の勤務状況等について具体的な証言を得ることができなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び上記同僚照会において、申立期間当時、A社B工場C課で事務を担当していたとして名前を挙げられた者については、いずれも、同社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、該当する者が確認できない。

さらに、A社に照会したところ、申立期間当時の同社B工場における資料はあるが、当該資料において、申立人の名前は見当たらない旨の回答が得られた。

このほか、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。